

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第四項第十号及び第十一号の申請等又は処分通知等を定める省令（案）参照条文

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）

（輸出入等関連業務の範囲）

第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする

2及び3 （省 略）

4 法第二条第二号ニに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。

一 九 （省 略）

十 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項（輸出入検査）の規定に基づく農林水産省令の規定による申請等又は処分通知等であつて財務省令・農林水産省令で定めるもの

十一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条第三項（輸入検査）の規定による届出又は同条第六項の規定に基づく農林水産省令の規定による申請等若しくは処分通知等であつて財務省令・農林水産省令で定めるもの

十二 （省 略）

5 7 （省 略）

犬等の輸出入検査規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）（抄）

（犬等の輸入）

第一条 狂犬病予防法（以下「法」という。）第二条第一項各号に掲げる動物（以下「犬等」という。）を輸入しようとする者は、その犬等を搭載した船舶又は航空機が入港し、又は着陸することとなっている日の四十日前までに、別記様式第一号により、次に掲げる事項を動物検査所に届け出なければならぬ。ただし、動物検査所長がこれによることが困難な特別の事情があると認められる場合には、この限りでない。

一 輸入しようとする犬等の種類及び数量

二 輸入の時期及びその場所

- 三 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 四 輸入しようとする犬等の性、年齢及び仕出国
- 五 輸入しようとする犬等の搭載予定地、搭載予定年月日及び搭載予定船舶名又は搭載予定航空機名
- 六 その他参考となるべき事項

2 (省 略)

第二条 犬等を輸入しようとする者は、その犬等を搭載した船舶又は航空機の入港又は着陸後遅滞なく、別記様式第二号による申請書を動物検疫所に提出し、その犬等につき家畜防疫官の行う検疫を受けなければならない。

2 (省 略)

(犬等の輸出)

第三条 犬等を輸出しようとする者は、あらかじめ別記様式第三号による申請書を動物検疫所に提出し、その犬等につき家畜防疫官の指示した日時に家畜防疫官の行う検疫を受けなければならない。

2 (省 略)

(検疫の場所及び係留期間)

第四条 (省 略)

2 前項本文の場合において、当該検疫に係る犬等を係留すべき動物検疫所の係留場所は、家畜防疫官がその犬等を輸入又は輸出しようとする者に、あらかじめ指示するものとする。

3 (省 略)

4 家畜防疫官は、動物検疫所長が、博物館、動物園その他これに類する施設において展示される犬等であつて、特別な管理を必要とするものにつき動物検疫所以外の場所で検疫を実施しても差し支えないと認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該犬等を輸入しようとする者に対し、狂犬病予防上必要な管理方法を指示し、防疫上安全と認めて指定した場所に当該犬等を係留させることができる。

5 家畜防疫官は、動物検疫所長が、係留中の犬等につき災害救助のため必要であることその他の特別な事情があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該犬等を輸入しようとする者に対し、狂犬病予防上必要な管理方法を指示し、一時的に動物検疫所の敷地外に当該犬等を出させることができる。

(検査証明書等)

第九条 家畜防疫官は、検査が終わったときは、輸入される犬にあつては一頭ごとに別記様式第五号の一、輸入される法第二条第一項第二号に掲げる動物(以下「猫等」という。)にあつては別記様式第五号の二、輸出される犬にあつては一頭ごとに別記様式第五号の三、輸出される猫等にあつては別記様式第五号の四の証明書を交付しなければならない。

2 4 (省 略)

感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成十一年農林水産省令第八十三号)(抄)

(輸入検査)

第五条 指定動物を輸入しようとする者は、当該指定動物を搭載した船舶又は航空機の入港又は着陸後遅滞なく、別記様式第二号による輸入検査申請書を動物検査所に提出し、法第五十五条第四項の検査(以下「輸入検査」という。)を受けなければならない。

2 (省 略)

(家畜防疫官の指示)

第七条 家畜防疫官は、感染症の病原体が広がるのを防止するため必要があるときは、輸入検査を受ける者に対し、指定動物を法第五十五条第四項の場所に送致するための順路その他の方法を指示することができる。

(輸入検査証明書の交付)

第十条 家畜防疫官は、輸入検査の結果、指定動物が指定感染症にかかっているおそれがないと認められるときは、別記様式第三号による輸入検査証明書を交付しなければならない。

2 4 (省 略)